

化学肥料低減定着対策事業支援金交付要綱

(令和5年10月12日会長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市農業振興協議会が、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）第5の1のイに定める化学肥料低減定着対策事業の支援金（以下「支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この支援金の交付の対象となる者は、肥料販売業者及び種苗販売業者とする。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、各農業者の取組の区分に応じ、次の各号に定める額の和とする。

- 一 国内資源活用肥料の利用拡大支援 税込200円/20キログラム
- 二 緑肥作物の作付拡大支援 税込購入額の半額（端数が生じる場合は切り捨てる。）
- 三 低成分肥料の利用拡大支援 税込100円/20キログラム

2 前項の規定にかかわらず、前項の和が12,000円を超える場合は、12,000円とする。

(対象肥料等の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、化学肥料低減定着対策事業支援金対象肥料等認定申請書（様式第1号）を仙台市農業振興協議会会長（以下、「会長」という。）あてに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、本事業の対象となることを希望する第3条の区分の国内資源活用肥料、緑肥作物、低成分肥料を対象肥料等一覧（様式第1号の1）に取りまとめ、資料とともに添付しなければならない。

3 会長は、第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行った上で、対象となる肥料又は緑肥の種子（以下「対象肥料等」という。）の可否を決定するものとし、化学肥料低減定着対策事業支援金対象肥料等認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、会長は、必要な条件を付することができる。

(支援の方法)

第5条 交付対象者は、化学肥料低減定着対策事業に参加する「参考様式 仙台市農業振興協議会農業者申請用」を提出した農業者に対象肥料等を販売する場合に、第3条の支援金の額を割引く。ただし、割引先の農業者は仙台市内に住所または本店所在地のある者とする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、第4条第3項の認定を受けた後に化学肥料低減定着対策事業支援金交付申請書兼請求書（様式第3号）を会長あてに提出しなければならない。

2 前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 参加農業者名簿（様式第3号の1）

- 二 注文書
- 三 支援金の額が分かる請求書又は領収書等
- 四 販売農家であることが確認できる書類（令和4年秋肥・春肥事業に参加していない場合）
- 五 その他会長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 会長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行った上で、支援金の交付の可否及び支援金の額を決定・確定するものとし、化学肥料低減定着対策事業支援金交付決定書兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項に基づく交付の決定等に際し、必要な条件を付することができる。

（支援金の交付）

第8条 会長は、前条の規定による支援金の額の確定等を行った後に申請者が指定した金融機関の口座への振込により支援金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 会長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 この要綱の規定に基づき会長が行った処分に違反したとき
- 三 その他会長が不相当と認めたとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（支援金の返還）

第10条 会長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の命令を行ったときは、書面により通知するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、特に必要があると認める事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月12日から施行する

（経過措置）

2 令和5年6月1日からこの要綱の施行日前までに販売した対象肥料等についても、交付対象者は第3条の支援金を支援することができる。